

「かが絆・つながりサポート 2025」

受託者募集要項

1 事業名称

かが絆・つながりサポート2025

2 事業目的

コロナ禍が落ち着いた現状の中であるものの、失業や収入減少といった貧困問題や社会のつながりの希薄による孤立する女性が増えることが懸念されているなか、本事業は、困難を抱える女性に対する支援者を育成し、課題の解決や社会との絆・つながりを回復し、全ての女性が活躍できる社会の実現を図ることを目的とする。

現在の課題として、支援者が市内に点在しているものの、困難を抱える女性の存在に気づき、適切な相談支援機関へ誘導できる人材が少ないこと、また、こういった支援者同士のつながりが十分でないため、困難を抱えている女性の根本的解決に至っていないことがあげられる。

令和6年度は、身近な相談者を育成する研修会を開催したが、これを継続する必要が必要であることから、令和7年度は、さらに新たな理解者を育成し、相談機関や関連団体も含めた更なるネットワークの強化を図ることで、孤立する女性へのアプローチを拡大していく。特に、若年女性へのアプローチを強化するため、学校などとの連携を深めていく。

3 概ねの事業内容

本事業で受託団体が行う業務に関して市が想定するものは、概ね次のとおりです。

(1) 身近な相談者育成業務

- ① 困りごとを有する女性の存在に気づき、相談支援者や相談支援機関へ繋ぐことができる人材（以下、「水先案内人」という）を育成する。
具体例）座学や伴走型OJT等のスキルアップ研修の企画、定期的な開催
- ② 水先案内人が、困りごとを有する女性の課題の解決に関する方法などを相談し合える仕組みを構築・運営管理する。
- ③ 必要に応じて、生理用品の提供・配布を通じて、事業や身近な相談者の周知、相談のきっかけづくりを行う。
- ④ 水先案内人をはじめ、市の福祉関連部署や民間の相談窓口などの既存の相談支援機関と相互に連携し、困りごとを有する女性の相談を実施する。
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか事業目的の達成に資すること。また、事業実施内容の方針や決定に関して受託団体内のリソース（人的資源）にて不足する場合、外部の専門家等にコーディネーターやアドバイザーとして再委託することができる。

4 応募資格要件

応募者は、次に掲げる要件の全てを満たしていることを要件とします。

- (1) 民間の非営利団体（法人格の有無は問わない。）であること。
- (2) 本市内を活動の本拠地としていること。
- (3) 構成員が2名以上であること。
- (4) 既に、女性を対象となる何らかの支援活動を行っており、今後もその活動を継続していくことに意欲的であること。
- (5) 次に掲げるいずれにも該当しない者であること。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に該当する者
 - ② 加賀市競争入札参加資格審査及び契約事務取扱要綱（平成17年10月1日決裁）第17条の規定に基づく入札参加停止措置を受けている者
 - ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者
- (6) 加賀市税及び国税について滞納がないこと。加賀市に納税義務を有しない者にあつては、本店又は主たる営業所の所在地における市町村民税及び固定資産税を滞納していないこと。
- (7) 役員（法人の業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、顧問、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。）が、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと、さらに加賀市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団関係者でないこと。

5 委託期間

委託契約締結日から令和8年2月27日（金）までとする。

ただし、事前に受託者より申し出があった場合、発注者の承諾を得たうえで、委託終了期間を令和8年3月31日（火）まで延期できるものとする。

6 事業実施の流れ

事業実施の流れは、概ね次のとおりの予定です。

- (1) 受託団体の募集 令和7年5月15日（木）まで
- (2) 受託団体の選定 令和7年5月下旬
- (3) 事業委託契約 令和7年6月上旬
- (4) 事業実施 令和7年6月中旬から令和8年2月27日まで
- (5) 実施報告書の提出 令和8年3月上旬

7 募集期間

令和7年4月17日（木）から5月15日（木）17時15分まで

8 応募方法

応募方法は下記によります。

(1) 応募書類

- ① 所定の応募様式による書類（様式1号から4号まで） 各1部
- ② 応募団体についての次に掲げる書類（様式不問） 各1部
 - ・定款、規約又はこれに準じるもの
 - ・構成員の状況が分かるもの
 - ・活動内容が分かるもの
 - ・収支状況が分かるもの
- ③ (1)、(2)のほか本事業に関して説明する資料（ある場合のみ。） 1部

(2) 提出先

加賀市総務部行政まちづくり課 人権・男女共同参画グループ
〒922-8622 加賀市大聖寺南町ニ41番地 加賀市役所別館2階
Tel 0761-72-7836 E-mail danjo@city.kaga.lg.jp

(3) 提出方法

持参、郵送又は電子メールとします。

（なお、電子メールの場合は、送信後必ず行政まちづくり課へ電話をし、受信確認をしてください。）

(4) 応募期限

令和7年5月15日（木）17：15（必着）

9 受託団体の選定

市が応募書類により審査し、選定します。

10 選定結果の通知

応募団体あてに文書で通知します。

11 その他

- (1) 提出された書類は、返却しません。
- (2) 提出された書類の訂正及び差替えは認めません。ただし、行政まちづくり課から指示があった場合は、この限りではありません。
- (3) 提出された書類は、本事業の受託団体の選定以外の目的では使用しません。ただし、情報公開請求があった場合は、加賀市情報公開条例（平成17年加賀市条例第16号）に基づき対応することになります。
- (4) 提出された書類は、選定作業において必要な範囲で複製をします。

問い合わせ先

加賀市総務部行政まちづくり課 人権・男女共同参画グループ
〒922-8622 加賀市大聖寺南町ニ41番地 加賀市役所別館2階
電話 0761-72-7836 E-mail danjo@city.kaga.lg.jp